

公益社団法人 高 分 子 学 会  
受賞候補者推薦委員会内規

(2003年3月26日理事会承認)

(2011年11月11日停止条件付理事会承認 2012年4月1日発効)

(2017年3月10日理事会承認)

(総 則)

1. 受賞候補者の推薦については、高分子科学功績賞（以下功績賞）規程第5条、高分子学会賞（以下学会賞）規程第4条によるほか、この内規の定めるところによる。

(推薦委員会)

2. 功績賞および学会賞受賞候補者について、会員等からの推薦を受付けるため、各支部に受賞候補者推薦委員会（以下支部推薦委員会）を毎年8月末日までにおく。

会長は、功績賞受賞候補者の会員等からの推薦を受付けるため、必要に応じて功績賞受賞候補者本部推薦委員会（以下本部推薦委員会）をおくことができる。

- (1) 支部長は、支部幹事会の承認を得て推薦委員3名以上からなる支部推薦委員会を組織し、名簿を会長に提出する。
- (2) 支部推薦委員長は、支部長または支部長が指名した支部幹事とする。
- (3) 推薦委員は、功績賞および学会賞の選考委員になることはできない。

(推薦委員会の任務)

3. 支部推薦委員会は功績賞および学会賞の各受賞候補者の推薦書を受付け、受賞資格の有無、推薦に必要な書類の完備を確認する。

本部推薦委員会は功績賞受賞候補者の推薦書を受付け、支部推薦委員会と同様に、受賞資格の有無、推薦に必要な書類の完備を確認する。

4. 委員長は、推薦委員会で前条の確認を経て、推薦書の末尾に署名、捺印し、学会賞は毎年10月末日までに、功績賞は毎年11月末日までに、推薦に必要な書類を会長あて提出する。
5. 推薦委員会は受賞資格者の推薦を促すことができる。

補 則

1. この内規は、理事会の承認を得て施行する。